【景観法に基づく届出等の郵送等による手続きのながれ】

申 請 者　　市

【発送時ポイント】

1．書類の発送にかかる費用は申請者様がご負担ください

→副本を返送希望の場合、返送用の封筒と切手等の同封をお願いします。

◆郵送で返送の場合（Ａ４）

届出提出時に次の２点を同封
- 封筒：角２サイズ(240×332)（レターパック可）
- 切手：副本重量相応分

◆宅急便で返送の場合

届出提出時に次の２点を同封
- 封筒
- 着払用伝票

2．日中連絡の取れるご連絡先を明記してください。

【受付時ポイント】
- 必要書類が不足している場合は受付できません。
- 受付後にも内容について問合せたり、是正を求めたりすることがあります。

届出書　発送
【正本・副本】

届出書　到着

書類
確認

必要に応じて

受理日

届出書　受付

TEL/FAX/email 等
にてお知らせ

内容
確認

届出書【副本】
返送

（該当事項があれば）
指導等

届出書【副本】
到着

行為着手

３０日経過後

※その他、届出日の期限は、八王子市景観条例施行規則に定めています。